

田尻町学校園ICT環境整備更新業務審査要領

1. 主旨

この要領は、田尻町学校園ICT環境整備更新業務の最優秀提案者の選定に係る審査要件について、必要な事項を定める。

2. 審査方法

標記業務の委託に係る公募型プロポーザルの参加事業者から提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を対象に審査し、評価点が6割以上の事業者の中から、評価点の総合計が最も高い提案をした事業者を最優秀提案者とし、協議のうえ、契約を締結するものとする。

なお、最優秀提案者と協議が成立しなかった場合は、得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、協議が成立した事業者と契約を締結するものとする。

3. 審査評価対象、審査項目及び配点について

(1) 審査評価対象は、次のとおりとする。

- ①企画提案書
- ②プレゼンテーション
- ③業務実績書
- ④機能・非機能要件書
- ⑤見積書

(2) 審査項目及び配点は、別表田尻町学校園ICT環境整備更新業務に係る審査事項及び評価項目(以下「審査事項等」という。)のとおりとする。

4. 審査員

(1) プrezentationの審査員は、次のとおりとする。

- ①教育委員会事務局教育部長
- ②教育委員会事務局教育管理課長
- ③教育委員会事務局一貫教育推進課長
- ④教育委員会事務局一貫教育推進課参事
- ⑤教育委員会事務局一貫教育推進課参事
- ⑥田尻町立小学校代表
- ⑦田尻町立中学校代表
- ⑧田尻町立認定こども園代表

(2) 審査員は、プレゼンテーションに出席するほか、次項に定める内容について、審査、評価を行う。

5. 審査(プレゼンテーション)の実施

(1) 審査場所、日時は次のとおりとする。

場所:田尻町教育センター 2階一般教室

日時：令和8年2月25日(水)[予備日：2月26日(木)]

(2)1参加事業者当たり参加者は5名以内とし、プレゼンテーションは50分以内(システムデモ及び企画提案40分、質疑10分)とする。

6. 審査、評価

- (1)事前審査として、プレゼンテーション参加に当たって提出のあった書類に記載された内容がプロポーザル実施要領及び仕様書等に定める要件を満たすものであるか確認を行うものとし、要件の確認については、教育委員会事務局教育管理課職員が行う。
- (2)前号の事前審査の結果、要件を満たさないことが確認された場合は、提案に対する評価をしないものとする。
- (3)審査員は、審査事項等のうち、次の内容について評価する。
 - ① 企画提案
 - ② プrezentation

(4)審査員は、審査事項等に定める各評価事項について、次表に掲げる基準により評価する。各評価点は、配点に応じ、次の算定式により換算する。

評価基準	採点	算定式
優れている	10-9点	
やや優れている	8-7点	
普通(基準点)	6-5点	
やや劣る	4-3点	各評価点 = (採点/10) × 配点 ※小数点以下第4位で切捨て
劣る	2-1点	
記載なし、説明なし	0点	

- (5)参加事業者がプレゼンテーションを辞退した場合は、企画提案書等の提出された書類のみで審査を行う。この場合においては、審査項目等のうち、プレゼンテーション評価の採点は0点とする。
- (6)審査事項等のうち、次の内容については、当該審査事項等に定める算定式により評価する。
 - ① 導入実績
 - ② 機能要件
 - ③ 價格評価

7. 最優秀提案者の決定

前項による各審査員の評価点の合計(800点満点)で最高評価点を得た参加事業者を最優秀提案者とし、当該事業者と協議し、契約を締結するものとする。

8. 審査の公表

審査結果については、参加事業者全てに最優秀提案者の名称及び評価点(総合計点)を通知し、ホームページでも公表する。

また、最優秀提案者以外の事業者には、通知の際に参考として自社の評価点(総合計点)をあわせて通知するものとする。

9. その他

学校園ICT環境整備更新業務におけるスケジュールは、次のとおり

(1)実施要領の公表(配付)	令和8年1月9日(金)
(2)参加表明書提出期間	令和8年1月9日(金)から1月21日(水)午後5時まで
(3)質疑書提出期間	令和8年1月13日(火)から1月23日(金)午後5時まで
(4)質疑回答日	令和8年1月30日(金)
(5)企画提案書提出期間	令和8年1月22日(木)から2月13日(金)午後5時まで
(6)辞退届提出期限	令和8年2月17日(火)午後5時まで
(7)審査(プレゼンテーション含む)	令和8年2月25日(水)[予備日:2月26日(木)]
(8)審査結果通知・公表	令和8年3月6日(金)
(9)契約締結	令和8年3月予定
(10)設計・構築	令和9年2月末まで
(11)運用開始	令和9年3月 ※ 令和14年2月までの60か月